

荒川区認定保育所に通うお子さんを対象に保育料の負担を軽減します (施設等利用費及び認定保育所等保育料補助制度(代理申請制度)新設)

補助要件を満たす保護者の方が所定の手続きを行うと、区が施設へ直接補助金を支払います。**保護者の方が施設へ支払う保育料の額からは「あらかじめ補助額が引かれている」**ため、保育料の負担が軽減されます！

荒川区内の施設のみが対象です。

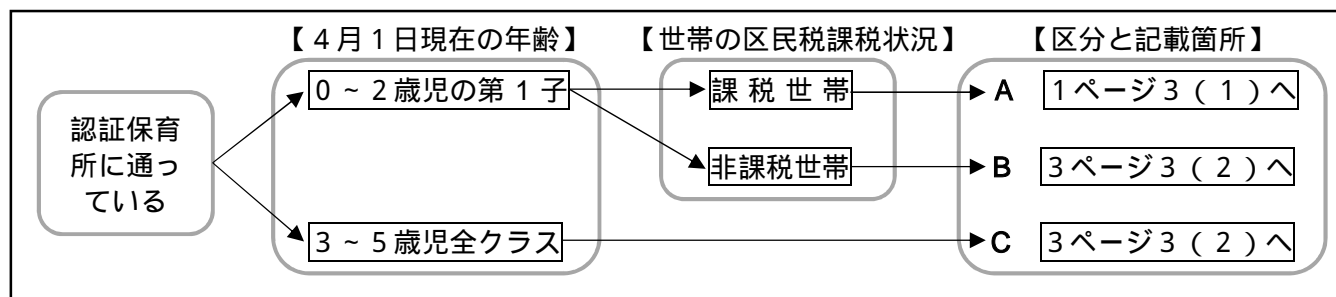


1 制度の概要

国の幼児教育・保育の無償化制度(幼保無償化(施設等利用費))と、区の認定保育所等保育料補助制度により、要件を満たすお子さんの保育料等を補助します(0~2歳児第2子以降のお子さんは別の補助制度があります)。

2 対象者

お子さんによって補助の対象になる要件や金額が異なります。次のどの区分に当てはまるか確認し、該当の記載ページへ進んでください。



3 補助要件と提出書類

(1) 区分Aに該当する方

補助要件(補助の対象になるか確認してください。**次の全てに当てはまる方が補助の対象**です。)

- ・保護者及び対象児童がともに、月の初日に荒川区に住所を有していること
- ・月の初日に、保護者それぞれ(ひとり親の場合には当該保護者)が「荒川区保育利用基準指数」(4ページ参照)に定める指数15以上(65歳未満の同居の祖父母は指数12(就労は11)以上)であること
- ・施設を利用しており、月の初日に在籍し、施設と120時間以上の月極契約をしていること

補助の対象費用

月極保育料(ひと月220時間まで) 月極延長保育料(スポット延長保育料は対象外) 給食費

補助額

上限6万円(区の「認定保育所等保育料補助制度」による補助)

- ・月極契約時間が120時間以上あり、最長220時間/月までの月極保育料
- ・認可保育園に通った場合の保育料(認可保育料)との差(6万円を上限)
認可保育料は保護者全員の区市町村民税所得割額の合計に基づく「階層区分」ごとに異なるため世帯によって異なります。詳細は5ページをご覧ください。

<補助額と保育料の計算例>

月極保育料65,000円、認可保育料が23,600円(階層区分D9)の場合

- ・保護者が施設へ支払う額 **28,600円(認可保育料+6万円を超えた額)**
- ・区から園へ支払う補助額 **36,400円(60,000円(上限額)-23,600円(認可保育料))**



提出書類（補助の要件を満たす方は、**通っている施設へ書類を提出**してください。）

入園するとき

- ①委任状
- ②荒川区施設等利用費の支給及び認証保育所等保育料補助金にかかる同意書兼世帯状況確認書

入園するとき及び在園中の 10 月・3 月

- ③指数 15 を証明する書類（**父母及び 65 歳未満の同居の祖父母のもの**）

主な書類（証明者に内容の照会をとる場合があります）

事由	証明書類
就労	「就労証明書（補助金用）」 育休中の方：育児休業給付金支給決定通知書の写し
就労内定	採用後に「就労証明書（補助金用）」（就労開始日の記入必須）
病気療養 看護	育児が困難であると判断できる医師の診断書または看護が必要と判断できる書類 区指定様式を使用し証明日が補助対象期間のもの
就学	「在学証明書」及び時間割等（在学先で証明を受けてください）

入園時のみ「就労要件で育児休業を取得している方」及び「就労内定の方」が、荒川区認可保育園の4月入園に申込みをし、就労証明書を区へ提出済みの場合は不要。

- ④対象の方のみ提出する書類

- ・外国籍の方 在留カードの写し（両面）
- ・荒川区に転入された方 住民税納税通知書または住民税課税（非課税）証明書（コピー可）

認証保育所所在籍月	年度	取得場所
令和6年4月から令和6年8月まで	令和5年度分	令和5年1月1日にお住まいの自治体
令和6年9月から令和7年3月まで	令和6年度分	令和6年1月1日にお住まいの自治体

留意事項

認可保育料

4月から8月までは前年度、9月から翌3月までは当該年度の区市町村民税所得割額によって決定します。そのため、保護者が施設に支払う保育料の額が9月から変更となる場合があります。

就労証明書について

- ・自営業の方
就労証明書の両面を記載のうえ、月ごとに事業活動のわかるもの（スケジュール表等）及び営業許可証、開業届、登記簿謄本、確定申告書、請負契約書等、事業内容が確認できる書類を添付してください。
- ・指数 15 に満たない月
指数判定は就労証明書の記載内容で審査します。病気等の事情を考慮し、6か月の就労実績のうち「就労による指数」が15以上の月が3か月以上あった場合、残りの月は就労時間が72時間を超えていれば対象とします。
- ・就労先より発行を受けた就労証明書の内容修正
証明書を発行した方（事業者等）が、修正箇所を二重性で抹消のうえ「社判」等を訂正印として押印し、正しい内容を追記してください。担当者印等での修正は不可です。
- ・審査後の追加資料は一切受け付けできません。提出前に保護者の方が内容を確認してください。

保護者が育児休業中の場合

基本的には対象外ですが、「就労を要件でお子さんを預けていた場合」で、次のケースの場合には対象です（保護者が父母で、父母がともに育児休業中の期間は対象外）

ケース1：対象児童の育児休業中又は下のお子さんの育児休業中に上のお子さんを預けた場合

- ・月の初日に職場復帰 復帰した前月からが補助の対象
- ・月の途中で職場復帰 復帰した月からが補助の対象

ケース2：就労を理由に対象児童を預けていた場合で、下のお子さんを出産し、育児休業を新たに取得した場合に、下のお子さんが1歳になる年の年度末までが補助の対象

下のお子さんが保育園等を利用した場合、下のお子さんは上記「ケース1」に該当。



(2) 区分B又はCに該当する方

補助要件（補助の対象になるか確認してください。次の全てに当てはまる方が補助の対象です。）

- ・保護者及び対象児童がともに、荒川区に住所を有していること
- ・対象児童が、施設利用前に荒川区から「保育の必要性の認定（ ）」を受けていること
- ・施設を利用していること

保育の必要性の認定とは

- ・保護者の就労等、保育の必要性があると認められる事由に該当する場合で、所定の手続きを行うと認定されます。荒川区保育課入園相談係（本庁舎2階 番窓口）で手続きをしてください（認定の申請や変更等は、補助金とは別の手続きです）。
- ・認定期間は遡ることができません。制度の利用を希望する場合には、必ず施設を利用する前に手続きをしてください。なお、保育の必要性の事由を確認できる書類が必要なためお早めにご相談ください。
- ・詳細は荒川区ホームページ [荒川区 保育の必要性](#) [検索](#) 又は右記二次元コード



補助の対象費用

月極保育料、月極延長保育料（スポット延長保育料は対象外）給食費

補助額

- ・**区分Bの方：上限6.7万円**
（内訳）国の幼保無償化 4.2万円 + 区の認証保育所等保育料補助制度 2.5万円）
- ・**区分Cの方：上限6万円**
（内訳）国の幼保無償化 3.7万円 + 区の認証保育所等保育料補助制度 2.3万円）

< 補助額と保育料の計算例 >

月極保育料が65,000円で3歳児の場合

- ・保護者が施設へ支払う額 5,000円（上限額を超えた額）
- ・区から園へ支払う補助額 60,000円（上限額までの額）

提出書類

- ・委任状
- ・荒川区施設等利用費の支給及び認証保育所等保育料補助金にかかる同意書兼世帯状況確認書
- ・保育の必要性の認定にかかる書類
 - ▷新たに認定を取得する方
荒川区保育課入園相談係で認定を取得する手続きをしてください
（施設等利用給付認定・変更申請書及び保育の必要性を確認できる書類（就労証明書等）を提出）
 - ▷既に認定をお持ちの方（10月のみ）
現況届及び保育の必要性を確認できる書類（就労証明書等）

4 その他

- (1) 就労証明書のエクセル及びPDF様式は区のホームページにも掲載しております。
- (2) 各種証明書の有効期間は発行日から起算して3か月以内です。
- (3) 荒川区ホームページ [荒川区 認証 代理申請](#) [検索](#) 又は左記QRコード



< お問い合わせ先 >

制度の利用や提出書類については、お通いの施設にご相談ください

【荒川区 子ども家庭部保育課】

（代表）03-3802-3111

- ・補助制度に関すること 保育管理係（内線）3845、3822
- ・保育の必要性の認定に関すること 入園相談係（内線）3825～27、3847



5 区分Aの資料

(1) 荒川区保育利用基準指数表

類型	細目		実施期間	指数	
居宅外労働	月20日以上	月160時間以上(1日8時間以上)の就労を常態	雇用期間が終了する月の末日まで	20	
		月120時間以上160時間未満(1日6時間以上8時間未満)の就労を常態		18	
		月80時間以上120時間未満(1日4時間以上6時間未満)の就労を常態		16	
	月16日以上	月128時間以上(1日8時間以上)の就労を常態		18	
		月96時間以上128時間未満(1日6時間以上8時間未満)の就労を常態		16	
		月64時間以上96時間未満(1日4時間以上6時間未満)の就労を常態		14	
	月12日以上	月96時間以上(1日8時間以上)の就労を常態		16	
		月72時間以上96時間未満(1日6時間以上8時間未満)の就労を常態		14	
		月48時間以上72時間未満(1日4時間以上6時間未満)の就労を常態		12	
居室内労働	月20日以上	月160時間以上(1日8時間以上)の就労を常態		雇用期間が終了する月の末日まで	20
		月120時間以上160時間未満(1日6時間以上8時間未満)の就労を常態			18
		月80時間以上120時間未満(1日4時間以上6時間未満)の就労を常態			16
	月16日以上	月128時間以上(1日8時間以上)の就労を常態			18
		月96時間以上128時間未満(1日6時間以上8時間未満)の就労を常態			16
		月64時間以上96時間未満(1日4時間以上6時間未満)の就労を常態			14
	月12日以上	月96時間以上(1日8時間以上)の就労を常態			16
		月72時間以上96時間未満(1日6時間以上8時間未満)の就労を常態			14
		月48時間以上72時間未満(1日4時間以上6時間未満)の就労を常態			12
内職	月20日以上月80時間以上(1日4時間以上)月収5万5千円以上の内職を常態	15			
	月12日以上月48時間以上(1日4時間以上)月収3万5千円以上の内職を常態	11			
就労内定または求職中	月20日以上	月160時間以上(1日8時間以上)の就労を常態とする内定	3か月以内		15
		月80時間以上160時間未満(1日4時間以上8時間未満)の就労を常態とする内定			13
	月16日以上	月128時間以上(1日8時間以上)の就労を常態とする内定			13
		月64時間以上120時間未満(1日4時間以上8時間未満)の就労を常態とする内定			11
	月12日以上	月96時間以上(1日8時間以上)の就労を常態とする内定			11
		月48時間以上96時間未満(1日4時間以上8時間未満)の就労を常態とする内定			9
求職のため日中の外出を常態			8		
<ul style="list-style-type: none"> ・就労時間には休憩時間を含む。 ・育児短時間就労を取得中または取得予定の場合でも、正規の就労時間を基に基準指数を算定する。 					
就学・技能習得(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法に定める学校等、国・都・市町村設置の職業訓練施設等で就職又は事業開始に必要な技能習得中で昼間、外出を常態としている場合 ・就職または事業開始に必要な技能習得中で昼間、外出を常態としている場合 		必要としなくなった月の末日まで	16	
	語学習得のための各種専門学校等に通学している場合			10	
1 就学・技能習得のため現に保育に当たることができない場合で、原則として昼間(保育園開園時間中)月12日以上、1日4時間以上の通学・通所を要するものをいう。					
妊娠・出産	出産前後で休養を要するために保育が困難な場合		5か月以内	12	
疾病・心身障害等	疾病	入院	必要としなくなった月の末日まで	20	
		在宅		寝たきり	20
				精神性疾患・感染性疾患	20
				一般療養	16
	心身障害等	身障手帳1級・2級		愛の手帳1度・2度・3度	20
		身障手帳3級		愛の手帳4度	16
身障手帳4級			12		
介護	付添い介護	通院・通所等で週3日以上介護	16		
	自宅療養	居宅内での寝たきり高齢者・重度心身障害者等の常時介護	20		
		上記以外	14		
災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に欠ける場合		20		
両親不存在	死亡・行方不明・拘禁等		20		



(2) 認可保育料表

所得等の状況			階層区分	保育料	
生活保護			A	0	
所得税・住民税非課税			B	0	
住民税均等割額			C	1,900	
区市町村民税所得割額 合計額	0	～	4,999	D 1	2,400
	5,000	～	22,699	D 2	3,100
	22,700	～	50,399	D 3	6,700
	50,400	～	58,799	D 4	8,300
	58,800	～	66,599	D 5	9,400
	66,600	～	84,599	D 6	15,400
	84,600	～	102,599	D 7	19,100
	102,600	～	120,599	D 8	21,500
	120,600	～	138,599	D 9	23,600
	138,600	～	156,599	D 10	25,500
	156,600	～	174,599	D 11	27,500
	174,600	～	192,599	D 12	29,200
	192,600	～	210,599	D 13	31,000
	210,600	～	228,599	D 14	32,500
	228,600	～	246,599	D 15	34,200
	246,600	～	255,599	D 16	35,700
	255,600	～	264,599	D 17	37,200
	264,600	～	273,599	D 18	38,500
	273,600	～	282,599	D 19	40,000
	282,600	～	327,599	D 20	43,400
	327,600	～	372,599	D 21	48,900
	372,600	～	417,599	D 22	53,700
	417,600	～	478,399	D 23	57,500
	478,400	～	539,199	D 24	61,300
	539,200	～	599,999	D 25	65,100
	600,000	～		D 26	68,900

保育料が6万円を超えるため、補助の対象外

<階層区分について>

- ・算定する基礎となる区市町村民税所得割額は、4～8月と9月～翌年3月で異なります。4～8月は「保育施設を利用した前年度」の、9月～翌年3月は「保育施設を利用した年度」を基にします。
- ・保護者全員の区市町村民税所得割額を合計します。
- ・保護者全員が区市町村民税非課税の場合、同居している祖父母等がいれば、祖父母等のうち区市町村民税が高い方の税額で保育料を算定します。
- ・住宅借入金特別控除、ふるさと納税等の寄付金控除、配当控除、外国税額控除等の税額控除は適用されません。
- ・転入により住民登録が荒川区に無い等、区市町村民税が確認できない場合は、前住所地での区市町村民税通知書または課税証明書の提出が必要です。
- ・保護者が海外就労等で区市町村民税の課税対象外である場合には、海外での収入に応じて算定します。収入申告書及びその収入がわかる書類の提出が必要です。
- ・多子世帯・ひとり親世帯・障がい者世帯への保育料軽減制度は、本補助とは別の制度のため適用対象外です。

